

平成26年度

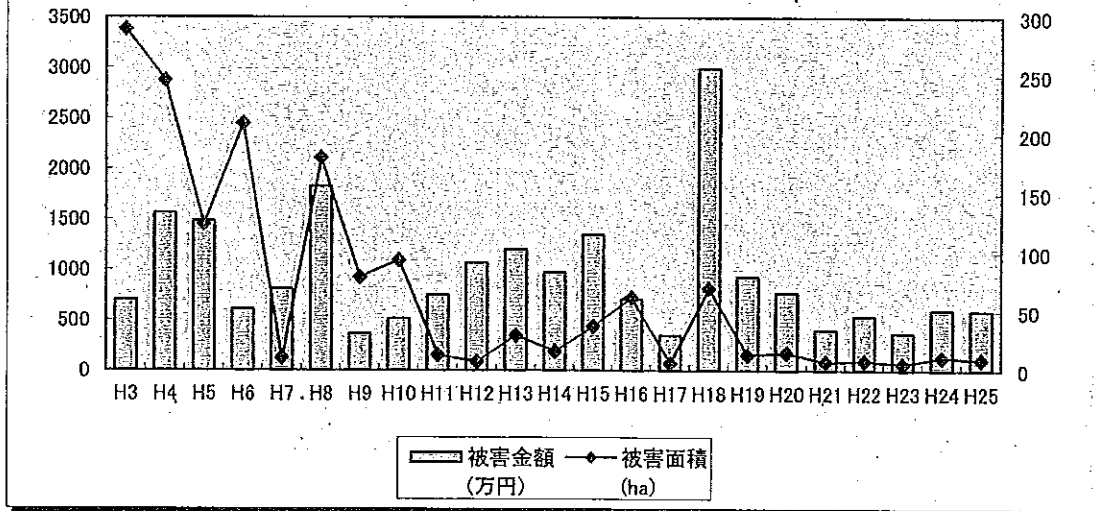
ツキノワグマに関する各種データ

ツキノワグマの農業被害

年度	農作物	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (万円)	主要被害発生市町村
H15	果樹	8.6	36.9	858.5	色麻町、七ヶ宿町、蔵王町、大街村、大和町、仙台市、白石市、花山村、川崎町、大郷町、加美町、鳴子町、古川市
	飼料作物	24.6	898.6	402.9	
	野菜	4.3	4.8	76.1	
	稲	0.1	0.4	9.0	
	計	37.6	940.7	1,346.5	
	鳥獣全体	107.7	1,310.2	6,107.6	
H16	飼料作物	69.8	321.3	420.9	七ヶ宿町、色麻町、鳴子町、花山村、蔵王町、大和町、仙台市、一迫町、大郷村、加美町、村田町、白石市、古川市、岩出山町、川崎町
	果樹	1.8	10.4	251.4	
	野菜	0.6	2.1	26.7	
	稲	0.1	0.3	7.0	
	麦類	0.0	0.0	0.3	
	計	62.3	334.2	708.3	
	鳥獣全体	121.5	522.7	4,680.0	
H17	飼料作物	4.1	151.2	216.4	色麻町、七ヶ宿町、鳴子町、加美町、蔵王町、白石市、仙台市、古川市、大和町、栗原市、大郷村、村田町、川崎町
	果樹	1.6	7.2	89.8	
	野菜	0.7	19.4	41.2	
	稲	0.1	0.1	2.4	
	計	6.5	177.8	349.9	
	鳥獣全体	41.2	390.2	3,373.5	
H18	飼料作物	19.0	716.5	1,472.2	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、仙台市、大和町、大郷村、加美町、色麻町、栗原市、本吉町
	果樹	39.7	29.1	997.2	
	稲	4.4	10.1	244.2	
	野菜	6.9	318.7	232.9	
	その他	0.1	2.1	46.4	
	いも類	0.0	0.0	0.5	
	計	70.1	1,076.5	2,995.3	
	鳥獣全体	132.1	1,450.4	7,345.7	
H19	飼料作物	11.1	450.6	526.5	白石市、七ヶ宿町、川崎町、蔵王町、大郷町、加美町、栗原市、色麻町、仙台市、大和町
	稲	1.0	4.9	112.7	
	果樹	0.6	3.9	80.7	
	野菜	0.6	8.0	74.7	
	その他	-	36.0	66.0	
	いも類	0.0	0.4	2.5	
	豆類	0.0	0.0	0.8	
	計	13.3	503.8	864.0	
	鳥獣全体	108.7	1,864.0	9,378.5	
H20	稲	0.7	0.9	20.1	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、仙台市、松島町、大和町、大郷町、色麻町、加美町、栗原市、
	雑穀	0.0	0.0	0.8	
	果樹	3.8	4.0	96.0	
	飼料作物	10.5	446.1	622.1	
	野菜	0.1	0.8	28.9	
	いも類	0.0	0.4	2.4	
	その他	0.0	0.0	0.4	
計	15.2	452.3	770.7		
	鳥獣全体	41.0	957.8	2,499.1	

年度	農作物	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (万円)	主要被害発生市町村
H21	稲	0.2	0.8	19.0	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、大和町、大郷町、加美町、川崎町、仙台市、大郷町、色麻町、加美町、栗原市、村田町、
	果樹	0.1	1.4	26.0	
	飼料作物	6.9	302.2	315.0	
	野菜	0.4	2.1	31.0	
	いも類	0.0	0.2	1.0	
	その他	0.0	0.0	10.0	
計	7.6	306.7	402.0		
	鳥獣全体	307.3	1,417.4	8,353.0	
H22	稲	1.3	6.5	143.1	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、仙台市、大和町、大郷町、加美町、栗原市
	果樹	1.3	4.2	79.9	
	飼料作物	4.4	189.4	198.1	
	野菜	0.6	3.9	59.1	
	いも類	0.1	2.0	47.5	
	その他	0.7	2.4	11.3	
計	8.4	208.4	539.0		
	鳥獣全体	80.3	775.7	5,290.0	
H23	稲	0.9	3.5	99.0	白石市、七ヶ宿町、蔵王町、川崎町、仙台市、宮谷町、大和町、大郷町、加美町、色麻町、大郷市、栗原市
	果樹	0.3	1.3	21.0	
	飼料作物	4.1	155.0	208.0	
	野菜	0.4	2.8	42.0	
	いも類	-	-	-	
	その他	-	-	1.0	
計	5.7	162.6	371.0		
	鳥獣全体	77.9	604.4	5,294.0	
H24	稲	1.1	2.0	44.4	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、仙台市、大和町、大郷村、大郷市、色麻町、加美町、栗原市
	雑穀	0.1	0.0	0.3	
	果樹	1.7	2.9	80.1	
	飼料作物	4.4	137.1	230.4	
	野菜	4.2	12.7	167.7	
	いも類	0.0	0.0	0.3	
	その他	0.0	0.1	77.1	
計	11.4	154.8	600.3		
	鳥獣全体	289.0	922.9	10,214.3	
H25	稲	0.8	2.8	58.0	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、仙台市、大和町、大郷村、大郷市、色麻町、加美町、栗原市、気仙沼市、大郷町
	豆類	0.6	15.2	18.7	
	雑穀	0.1	0.1	6.1	
	果樹	1.0	7.0	217.6	
	飼料作物	6.5	214.3	215.3	
	野菜	0.3	1.4	34.3	
	その他	0.2	0.3	41.0	
計	9.4	241.2	591.0		
	鳥獣全体	257.0	1,781.8	14,905.1	

クマ

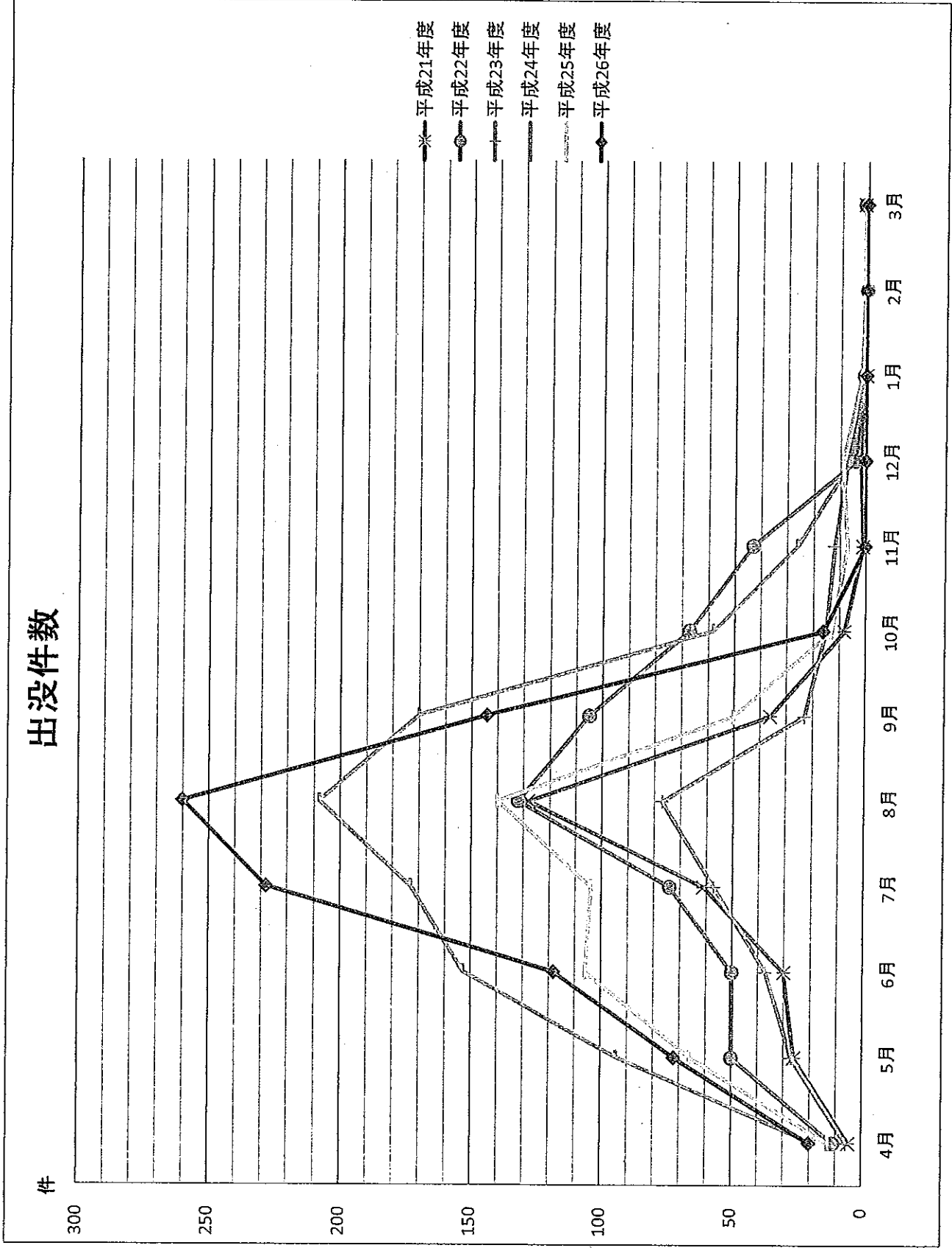


ツキノワグマ捕獲等状況(年度別)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成21年度 (2009)	出沒状況	5	26	30	61	128	36	8	1	2		1	298
	有害捕獲数		1	3	4	18	8	2					36
	放獣数						1						1
平成22年度 (2010)	人身被害					1							1
	出沒状況	11	50	50	74	132	105	67	43	4	1	1	538
	有害捕獲数				1	22	27	13	9	2			74
平成23年度 (2011)	人身被害					1	1						2
	出沒状況	6	27	37	57	77	23	15	12	7		1	262
	許可件数		3	2	5	24	9	1	1				45
平成24年度 (2012)	有害捕獲数		1	2	2	13	3	2					23
	放獣数												
	人身被害		2		1								3
平成25年度 (2013)	出沒状況	18	94	153	173	208	170	58	26	6	1	1	908
	許可件数		10	15	23	49	53	17	3				170
	有害捕獲数		4	8	16	26	24	8	2				88
平成26年度 (2014)	事故死					1							1
	人身被害			1		2							3
	出沒状況	13	66	106	104	140	50	13	7	9	2	1	512
平成27年度 (2015)	許可件数	1	4	1	5	22	14	4	2	3			56
	有害捕獲数	1	2			9	8	1	1				22
	放獣数												
平成28年度 (2016)	事故死			1									1
	人身被害					2			1				3
	出沒状況	20	72	118	228	260	144	16					858
平成29年度 (2017)	許可件数		6	3	19	64	42						134
	有害捕獲数		1	2	11	35	24						73
	放獣数												
平成30年度 (2018)	事故死		1										1
	人身被害			2		1							4
	出沒状況												

※放獣数は内数

フナ橋実時愛凶	計
並作 2.0	計
皆無 0.5	計
凶作 1.5	計
並作 2.2	計
豊作 5.0	計
(予測) 凶作 1.3	計



平成25年度有害捕獲数(総括)

鳥獣種類	ツキノワグマ
合計捕獲数	22

上4桁	5840
小計	3

上4桁	5841
小計	

3377	3472	3477	3572
3327	3422	3427	3522
2377	2472	2477	2572
2327	2422	2427	2522

			3527	3622	3627	3722													
2472	2477	2572	2577	2672	2677	2772	2777	2072	2077	2172									
2422	2427	2522	2527	2622	2627	2722	2727	2022	2027	2122									
	1477	1572	1577	1672	1677	1772	1777	1072	1077	1172		1272	1277	1372	1377	1472	1477	1572	
	1427	1522	1527	1622	1627	1722	1727	1022	1027	1122	1127	1222	1227	1322	1327	1422			
	0477	0572	0577	0672	0677	0772	0777	0072	0077	0172	0177	0272	0277	0372	0377	0472	0477		
	0427	0522	0527	0622	0627	0722	0727	0022	0027	0122	0127	0222	0227	0322	0327	0422	0427		

上4桁	5840
小計	16

7472	7477	7572	7577	7672	7677	7772	7777	7072	7077	7172	7177	7272	7277	7372	7377	7472	
7422	7427	7522	7527	7622	7627	7722	7727	7022	7027	7122	7127	7222	7227	7322	7327	7422	
	6477	6572	6577	6672	6677	6772	6777	6072	6077	6172	6177	6272	6277	6372	6377	6472	
6422	6427	6522	6527	6622	6627	6722	6727	6022	6027	6122	6127	6222	6227	6322	6327	6422	
	5477	5572	5577	5672	5677	5772	5777	5072	5077	5172	5177	5272	5277	5372	5377	5472	
	5427	5522	5527	5622	5627	5722	5727	5022	5027	5122	5127	5222	5227	5322	5327	5422	
	4477	4572	4577	4672	4677	4772	4777	4072	4077	4172	4177	4272	4277	4372	4377	4472	4477
	4422	4427	4522	4527	4622	4627	4722	4727	4022	4027	4122			4322	4327	4422	
	3377	3472	3477	3572	3577	3672	3677	3772	3777	3072	3077	3172	3177	3372	3377	3472	3477
	3327	3422	3427	3522	3527	3622	3627	3722	3727	3022	3027	3122		3322	3327	3422	3427
	2377	2472	2477	2572	2577	2672	2677	2772	2777	2072				2377	2472		
	2327	2422	2427	2522	2527	2622	2627	2722	2727	2022							
	1377	1472	1477	1572	1577	1672	1677	1772	1777								



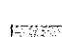

上4桁	5841
小計	

		1322	1327	1422	1427	1522	1527	1622	1627	1722	1727
0272	0277	0372	0377	0472	0477	0572	0577	0672	0677	0772	
0222	0227	0322	0327	0422	0427	0522	0527	0622	0627	0722	

7272	7277	7372	7377	7472	7477	7572	7577	7672	7677	7772
	7227	7322	7327	7422	7427	7522	7527	7622	7627	7722
		6377	6472	6477	6572	6577	6672	6677	6772	

上4桁	5840
小計	3

	6522	6527	6622	6627
		5577	5672	5677
		5527	5622	

 10以上
 7以上9以下
 4以上6以下
 1以上3以下

宮城県人身被害位置図

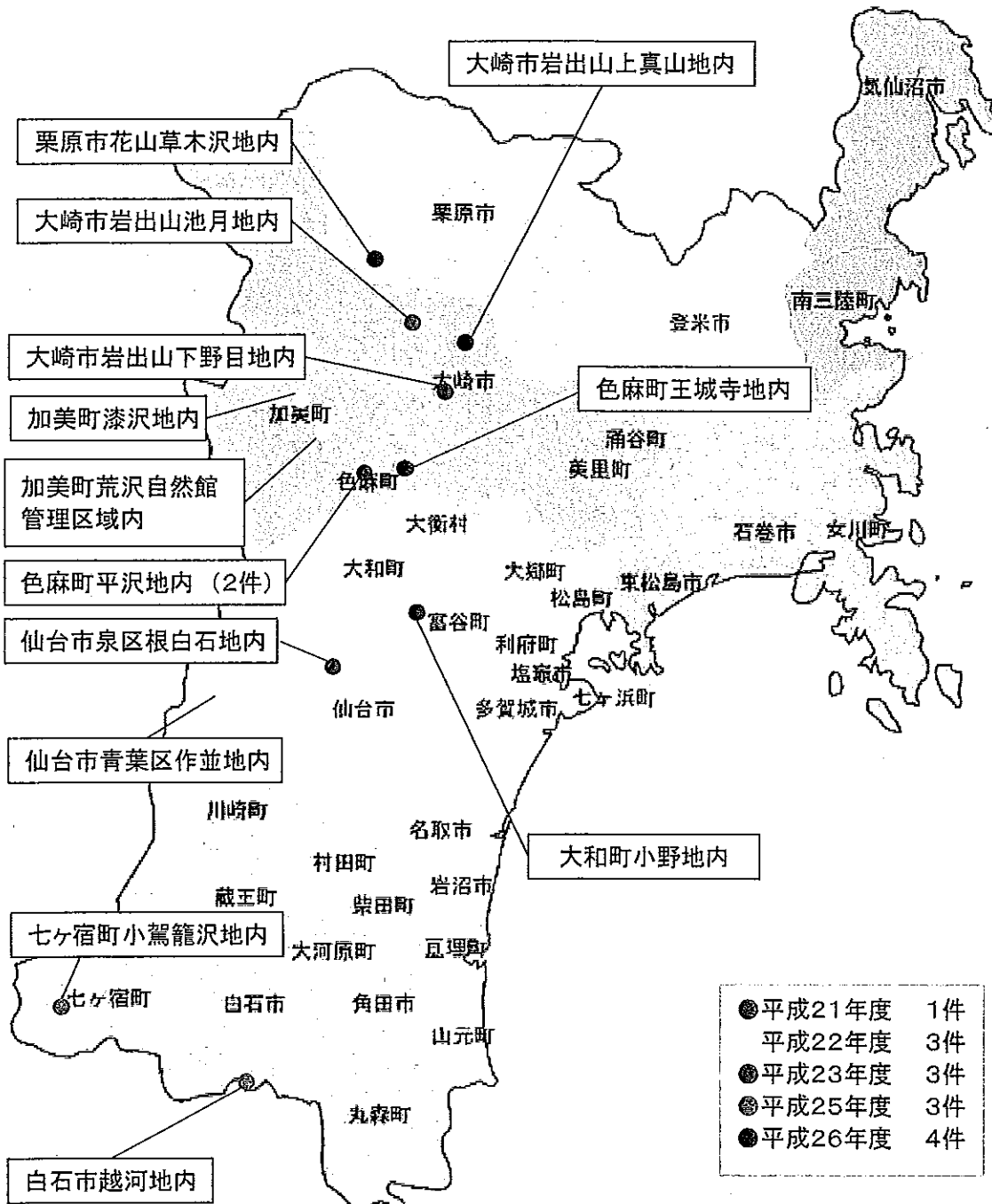
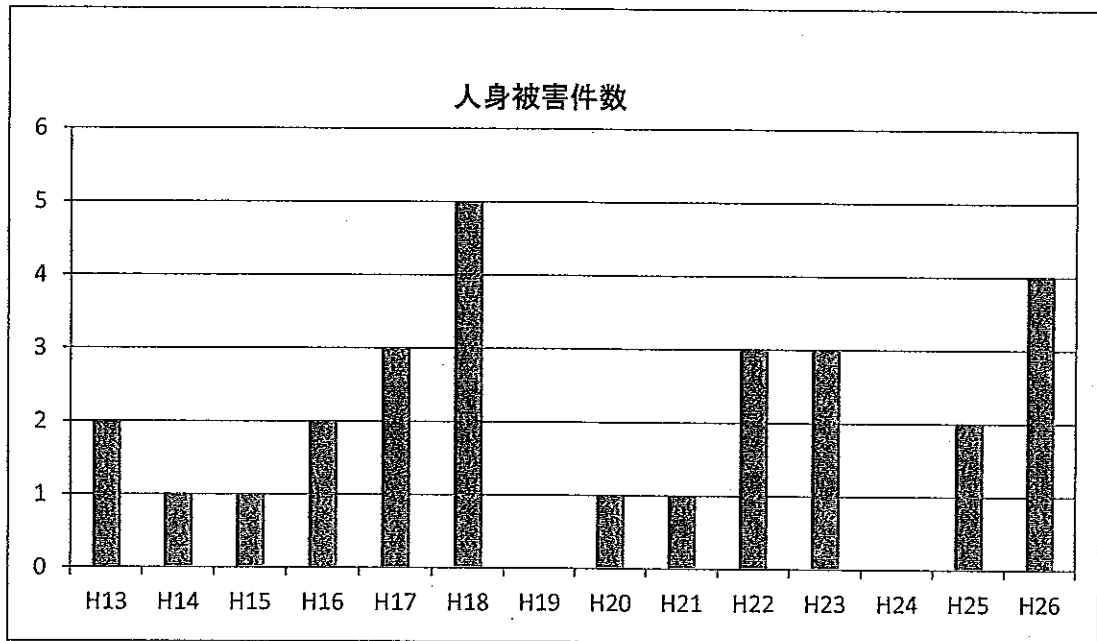


表7 ツキノワグマによる人身被害状況(平成13年度以降)

番号	年度	発生年月日	時刻	場所	被害状況	被害発生形態	備考
1	H13	H13.5.13	15:00	鳴子町名生定	肩, 太もも(軽傷)	山菜採り	
2	H13	H13.8.6	14:00	白石市福岡弥次郎	顔面裂傷(重傷)	有害捕獲実施中	
3	H14	H14.5.28	14:00	岩出山町南沢字桂沢	顔面, 上腕裂傷(重傷)	畑への移動中	
4	H15	H15.11.6	20:00	大和町宮床字四辻	手裂傷(軽傷)	自宅門前	
5	H16	H16.6.6	11:40	加美町小野田月崎	顔面骨折(重傷)	溪流釣り	河川敷
6	H16	H16.8.15	11:30	七ヶ宿町滑津大滝	脇腹裂傷(軽傷)	溪流釣り	河川敷
7	H17	H17.5.28	11:30	大和町吉田	頭部裂傷(重軽傷不明)	山菜採り	
8	H17	H17.8.4	11:30	栗原市栗駒沼倉	上半身裂傷(重傷)	養魚場見回り中	
9	H17	H17.8.16	9:00	色麻町黒沢	顔面裂傷(重傷)	有害捕獲現地調査中	
10	H18	H18.6.16	17:45	仙台市青葉区作並	上半身裂傷(重傷)	畑作業中	林縁部近く
11	H18	H18.8.15	14:00	仙台市青葉区上愛子	両腕裂傷(軽傷)	山菜採り	
12	H18	H18.8.24	10:30	仙台市青葉区中山台	顔面, 背中裂傷(重傷)	山歩き中	住宅街近く
13	H18	H18.9.12	5:00	大和町吉田字中島	頭部裂傷(軽傷)	新聞配達中	河川敷近く
14	H18	H18.10.27	20:00	仙台市青葉区新川鹿野	上半身裂傷, 右足骨折(重傷)	自宅付近移動中	河川敷近く
15	H20	H20.8.21	12:10	富谷町二ノ関相良	顔面裂傷(重傷)	草刈り作業中	林縁部近く
16	H21	H21.8.14	8:00	仙台市泉区根白石	指裂傷(軽傷)	自宅前	林内私道
17	H22	H22.9.10	21:25	仙台市青葉区作並	左顔面, 肩, 脇腹裂傷(軽傷)	自宅付近	
18	H22	H22.9.24	15:30	加美町荒沢自然観	顔面, 腕裂傷(重症)	巡回中	森林内
19	H22	H22.10.11	10:50	加美町漆沢	顔面, 手, 足裂傷(軽傷)	山菜採り	森林内
20	H23	H23.5.7	11:30	色麻町平沢	両手首(軽傷)	山菜採り	森林内
21	H23	H23.5.31	6:10	色麻町平沢	耳を噛まれる	山菜採り	森林内
22	H23	H23.7.20	7:40	大崎市岩出山下野目	顔面, 足裂傷(軽傷)	農作業中	
23	H25	H25.8.10	17:00	白石市越河	肩裂傷(軽傷)	農作業中	
24	H25	H25.8.15	16:00	大崎市岩出山池月	顔面, 背中擦過傷(重傷)	自宅前	
25	H26	H26.6.16	15:15	大和町小野煤懸	手裂傷(軽傷)	山菜採り	森林内
26	H26	H26.6.25	18:20	大崎市岩出山上真山袖山	顔面裂傷	農作業中	
27	H26	H26.8.21	18:50	栗原市花山草木沢	首, 背中裂傷	農作業中	
28	H26	H26.9.27	16:30	色麻町王城寺	顔面, 腕裂傷	農作業中	



ツキノワグマモニタリング調査（奥山放獣）の概要

1 目的

全国的に生息数の減少が懸念されているツキノワグマについてモニタリング調査を実施するものであり、農地、人家周辺等に出没する個体を捕獲し、電波発信機を装着、奥山に放獣しテレメトリーにより追跡調査を行い、県内に生息するツキノワグマの生態や行動パターン等を把握・分析するとともに、併せてツキノワグマへの学習効果を検証することにより、今後の保護管理の在り方の検討に資する。

2 放獣場所の確保について

放獣場所について、昨年度から場所の選定や関係機関との交渉を実施してきた。地元市町村の理解及び土地所有者の協力が必要なことから、いくつかの市町村及び国有林との調整を図った結果、仙台市及び仙台森林管理署の協力を得られることとなった。

特に国有林については、東北森林管理局管内で公式には初めての実施となる。

3 国有林との取り決め

放獣に当たり、仙台森林管理署とは概ね次のような取り決めを行った。

- (1) 放獣個体には、発信機を必ず装着し、1回の放獣作業につき1頭とする。
- (2) 県内の隣接市町村や隣接県に対しても、放獣を行う旨情報提供する。
- (3) 放獣個体の移動データや解析の結果について、署に情報提供する。
- (4) 人身・物的被害などの事故が発生した場合、一般住民等やマスコミ関係者等への対応については、県が処理する。
- (5) 注意標識の看板を設置して注意喚起するとともに、市町村の協力を得ながら安全対策に努める。
- (6) 国有林野内でツキノワグマによる人身・物的被害があった場合は、加害個体が放獣個体と確認できない場合においても国有林野内への放獣は中断する。
- (7) 人又は家畜への加害事実が確認できる個体又は相当程度疑われる個体などは、放獣の対象としない。
- (8) 放獣の候補地は人里、集落等からできるだけ離れた場所であること。
- (9) 放獣作業を行う前年度に、署から放獣計画の承認を受けること。
- (10) 放獣を想定した捕獲許可を行う場合は、放獣可能な個体を捕獲した場合は速やかに署へ連絡する。
- (11) 安全対策の確認上、休日等は放獣を行わない。

4 本年度の事業概要

- (1) 業務名 平成26年度宮城県ツキノワグマモニタリング調査
- (2) 場 所 仙台市内
- (3) 期 間 平成26年5月8日から平成27年2月27日まで
- (4) 受託者 合同会社東北野生動物保護管理センター
- (5) 業務内容

- ① 原則として農地、人家周辺等に出没するツキノワグマを捕獲する。
- ② ツキノワグマを傷つけないよう、捕獲する場合はドラム缶わなを使用する。
- ③ 捕獲頭数は2頭とし、それぞれ麻酔措置を施し捕獲個体の状況について記録、電波発信機を装着した上で学習放獣（奥山放獣）を実施する。
- ④ 放獣に際しては、学習効果が得られるよう銃器（空砲）又は花火等による威嚇を行う。
- ⑤ 装着する電波発信機は、本体にGPS位置情報等を記録するとともに、外部の電波受信機による双方向通信により、随時、記録データの収集ができる。また、電池寿命2年程度のもので、個体にとって過度の負担となるものは避け、遠隔操作による脱落が可能なものを装着する。
- ⑥ 放獣された個体について、テレメトリーによる行動圏調査を実施するとともに、ツキノワグマへの学習効果の検証を行う。

ツキノワグマ生息数調査の取組状況

H15～16

- ツキノワグマ生息状況調査 300～800頭

H20

- 宮城県ツキノワグマ生息状況調査（環境省執行委任事業）
- ヘアトラップ法を用いて推定
 - ・ ヘアトラップを10区画に30地点を設置
 - ・ 痕跡調査を50区画（ヘアトラップ10区画を含む）
 - ・ 体毛サンプルを使ったDNA解析
- 推定結果
 - ① 1,173～1,729（中央値1,436）頭
宮城県内の東北自動車道以西の森林環境をツキノワグマ生息域とした場合
 - ② 401～896（中央値 633）頭
ヘアトラップ調査の10月データのみを抽出して個体数を推定した場合
 - ③ 417～988（中央値 695）頭
同一区画内でヘアトラップ調査の複数セッション（見回り回）で重複して確認された個体のみを抽出して個体数を推定した場合。

H25

- 平成25年度重点分野雇用創出事業ツキノワグマ生息状況調査業務
- カメラトラップ法を用いて宮城県内のツキノワグマの個体数を推定する。
 - ・ 県内を県北（加美町）・県央（仙台市）・県南（七ヶ宿町）の3ブロックに分け、合計50か所の調査地を設定。
 - ・ 生態標識による個体識別
- 推定結果
 - ① ブナ豊作期であり、クマのトラップへの誘引が十分でなかった。
 - ② 地域毎のトラップ数が少なかった。

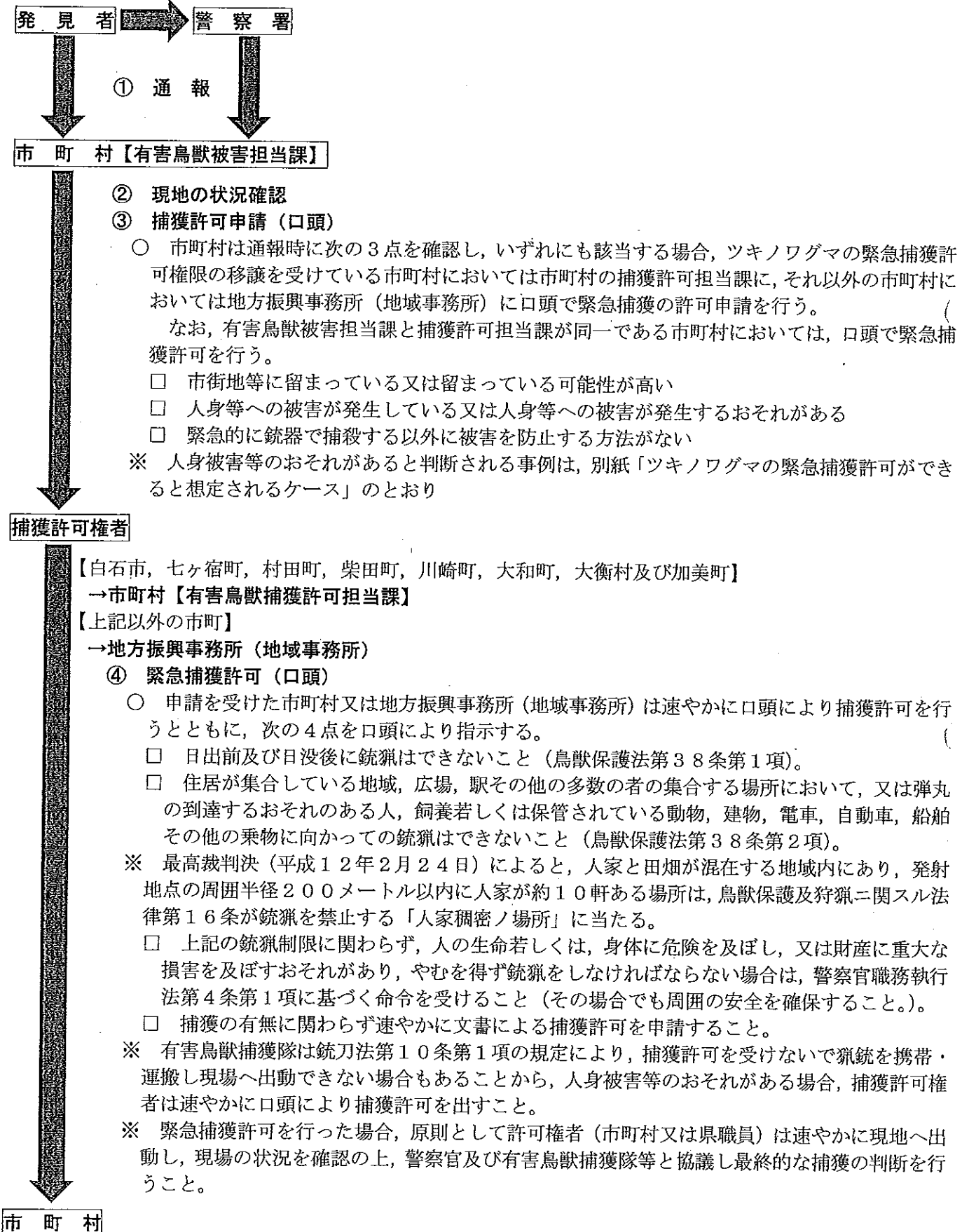
H26 緊急雇用創出事業を活用して生息状況調査

- ① 業務名 平成26年度震災等緊急雇用対応事業ツキノワグマ生息数状況調査
 - ② 期間 平成26年8月8日から平成27年3月23日まで
 - ③ 受託者 合同会社東北野生動物保護管理センター
 - ④ 業務内容
カメラトラップ法を用いて宮城県内のツキノワグマの個体数を推定する。
- (1) 調査地・カメラ設置場所選定
県内を県北（加美町）・県央（仙台市）・県南（七ヶ宿町・白石市）の3ブロックに分け、ブロック毎に50基、合計150か所の調査地を設定する。
 - (2) 生態標本の撮影
自動撮影カメラを用いて生態標本（ツキノワグマ）の動画を撮影する。また、プロットを適宜巡回し、メンテナンス及びデータ回収を行う。
 - (3) 生態標識による個体識別
 - (4) 識別個体の出現データの集積
 - (5) 出現データに基づく個体数推定
生息密度を算出し、県全体の生息数を推定する。
 - (6) フリーソフトのGISソフトウェア等を用いた、平成18年度以降の出没位置情報等の整理及び地図の作成

ツキノワグマが市街地等に出没した場合の緊急捕獲許可フロー図

平成26年5月14日
宮城県環境生活部自然保護課

ツキノワグマが市街地等に出没し、人身被害等が発生するおそれがあると判断される場合は、県（地方振興事務所・地域事務所）、市町村、警察署、地元猟友会等の連携の下、以下のフロー図により迅速かつ適切に対応し、人身被害等の未然防止を図る。



市 町 村

⑤ 出動要請

地元猟友会

⑥ 有害鳥獣捕獲隊による現地の状況及び捕獲の可否の確認

□ 銃猟が鳥獣保護法に違反しないと許可を受けた捕獲隊員が判断した場合

□ 銃猟が鳥獣保護法第38条に違反するおそれがあると許可を受けた捕獲隊員が判断した場合

□ 現場の警察官による警察官職務執行法第4条第1項に基づく命令を受けた場合
※ 警察官職務執行法の適用は、現場にいる警察官が判断し命令すること。

警察官の命令がない又は命令を受けられない状況にある場合

□ 緊急避難（刑法第37条第1項）に該当するものと判断される場合

※ 緊急避難は、追い払いや他の方法がなく、危険が直接に切迫した状態で、これを避けるために他に方法がない、やむを得ない場合であること。

⑦ 銃猟による捕獲及び報告

市 町 村

⑧ 捕獲報告（口頭）及び捕獲許可申請（文書）

捕獲許可権者

⑨ 捕獲許可（文書）

市 町 村

⑩ 捕獲報告（文書）

※ 警察官職務執行法又は緊急避難により捕獲した場合はその旨記載すること。

捕獲許可権者

※ このフロー図はモデルケースであり、状況により適切に対応すること。

※ 鳥獣保護法：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

銃刀法：銃砲刀剣類所持等取締法

ツキノワグマの緊急捕獲許可ができると想定されるケース

【人畜被害関係】

- ツキノワグマによる人身被害があり、かつ、被害があった場所周辺に加害クマが留まり、更に人身被害が発生する恐れがあると判断された場合
- ツキノワグマが市街地や農地等に出没、その場に留まり、人身被害が発生する恐れがあると判断された場合
- ツキノワグマが畜舎等に侵入し、家畜に被害を与えている又は与えようとしており、追い出し等の措置を講じてもその場に留まり、追い出しは困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い出しは困難と判断された場合

【財産被害関係】

- ツキノワグマが住居や倉庫等に侵入し、家具や農機具などの財産に被害を与えている、又は与えようとしており、追い出し等の措置を講じてもその場に留まり、追い出しは困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い出しは困難と判断された場合

【農林業被害関係】

- ツキノワグマが農地等で農林漁業被害を与えている、又は与えようとしており、追い払い等の措置を講じてもその場に留まり、追い払いは困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い払いは困難と判断された場合

【その他】

- ツキノワグマが住居や倉庫等に侵入し、追い出し等の措置を講じてもその場に留まり、追い出しは困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い出しは困難と判断された場合
- 有害鳥獣捕獲許可を受けて設置した箱わなに子グマが入り、親グマが箱わな周辺に留まり、追い払い等の措置を講じてもその場に留まり、追い払いは困難と判断された場合又は周囲の状況等から追い払いは困難と判断された場合
- ツキノワグマがイノシシ等の有害鳥獣捕獲許可を受けている箱わなやくくりわななどで錯誤捕獲され、緊急に捕殺しなければ人身等へ危険が及ぶと判断された場合
- ツキノワグマが密猟により箱わなやくくりわななどで捕獲され、緊急に捕殺しなければ人身等へ危険が及ぶと判断された場合

1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

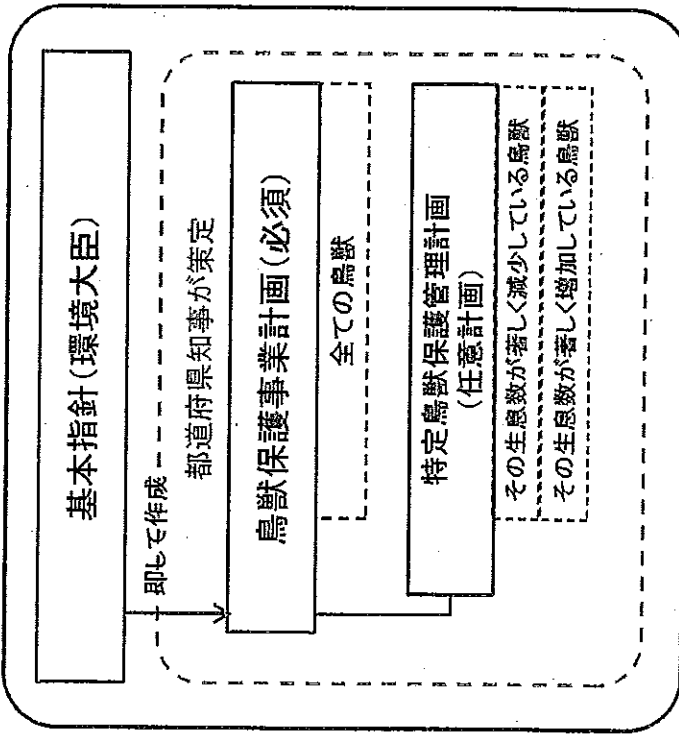
【定義(第2条)】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

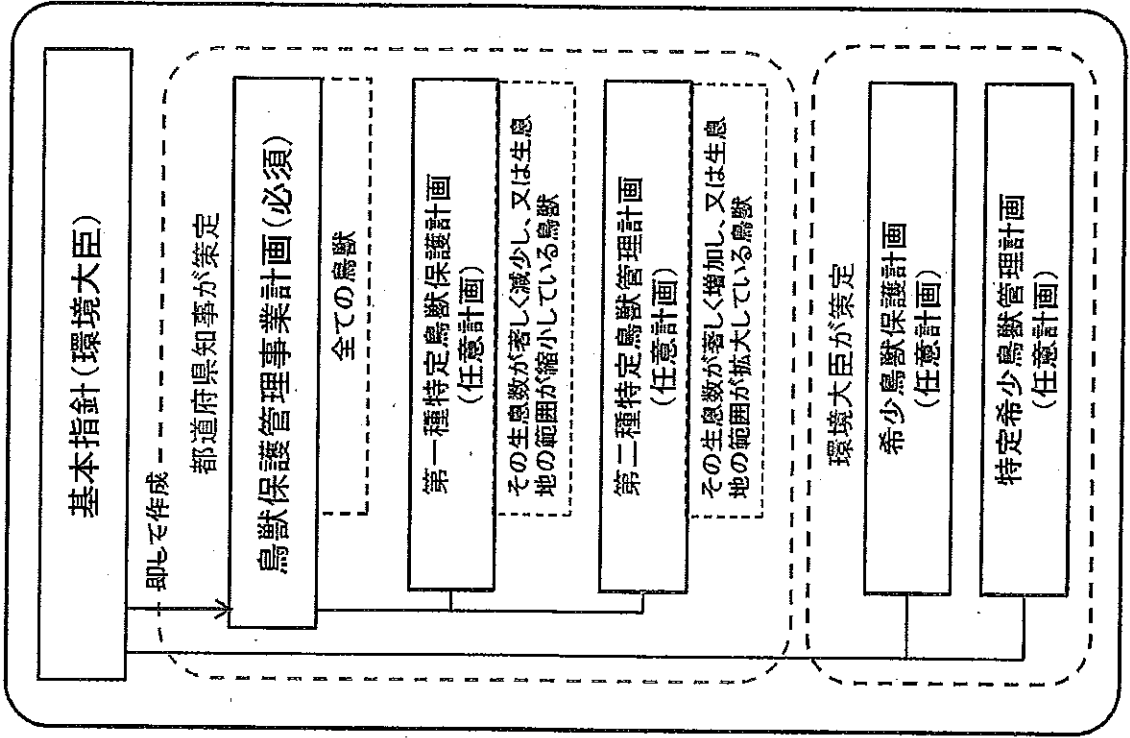
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条、第7条の4)

【現行】

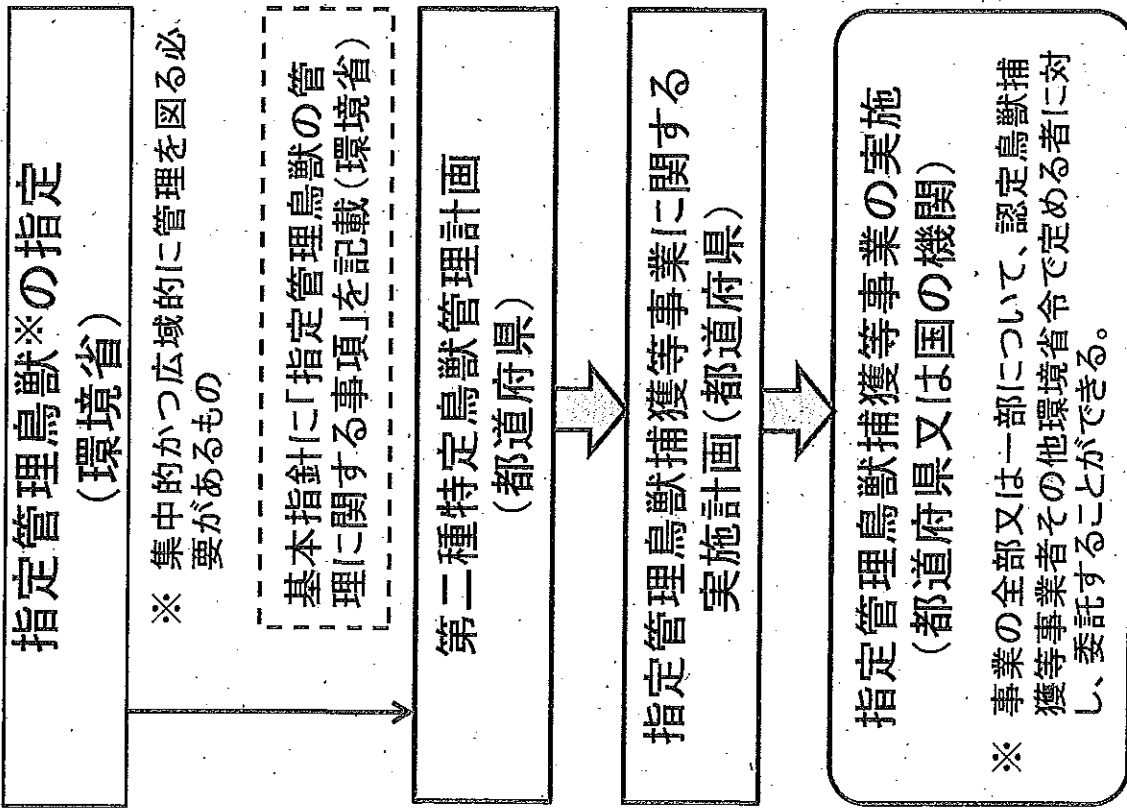


【改正法】



3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- 捕獲等の禁止(法第8条)を適用しない。
- 鳥獣の放置の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- 夜間銃猟の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

